

生涯学習 のじり 生涯学習講座

アメリカンフラワー講座

日程(全4回)

6月〜7月(月2回)

19時〜21時

講師:石川咲子氏

費用

(受講料) 500円

(材料費)

4回で2,000円前後

かんたん豆腐作り講座

※豆腐おから料理も作ります。

日程

7月10日(日曜)

10時〜12時30分

講師:稲泉マリ子氏

費用

(受講料) 500円

(材料費) 1,000円前後



共通事項

対象(各講座定員15名)

市内在住の方

開催場所

野尻庁舎、または野尻町保健福祉センター

申込締切

5月25日(水曜日)

※結果は後日連絡します。

●申・問 野尻庁舎教育部野尻分室 Tel. 44・1100

弓道教室受講者

弓道に興味のある方ならどなたでも参加できます。

※道具は弓道連盟で用意します。

日程

5月10日〜 毎週火・金曜

19時30分〜21時30分

※希望者には、終了後に個別指導を行います。

場所

小林市営弓道場

(小林中央公民館内)

受講料:3,000円

申込締切

6月7日(火曜)

宮崎県弓道連盟小林支部

宮崎県弓道連盟小林支部

は、弓道教室受講者と同時に、弓道経験者による支部会員を募集しています。詳しくは、問い合わせください。

●申・問

宮崎県弓道連盟小林支部事務局 担当(今別府)

Tel. 23・5050

携帯(14時以降)

090・4355・3443

事業助成 小林市観光振興計画 画策定懇話会委員

市が策定する観光振興計画について、客観性・公平性・透明性を高め、市民目線の観光施策を策定するため「小林市観光振興計画策定懇話会」を設置し、委員の一部を公募します。

任期

委嘱の日から観光振興計画策定まで(概ね1年)

会議開催回数(予定)

平成23年度中に4回程度

応募条件

小林市在住の方

応募方法

応募用紙に必要事項を記入のうえ「小林市観光について」をテーマにした作文(任意の書式で200文字以内)を添付し、小林市役所産業振興課へ郵送または直接持参ください。

応募用紙配布場所

市役所産業振興課、野尻庁舎地域振興課、須木庁舎地域振興課

※市ホームページからも取得できます。

募集人員

3名程度

※応募者多数の場合は、選考

のうえ決定します。

●申込締切

5月23日(月曜) 必着

〒886・8501

小林市細野300番地

産業振興課

Tel. 23・1174

FAX 22・4177

生活

環境 家庭でのごみ焼きはやめてください

ごみ焼きは、黒煙や悪臭が発生し、近隣で生活している方に大変な迷惑をかけます。また、地面に穴を掘っての焼却、ドラム缶焼却、ブロック積み焼却等の「ごみ焼き」は、有害物質の発生を抑えることができないため法律で禁止されています。

家庭でのごみ焼きはやめて、分別・減量化に努め、指定されているごみ集積場に出しましょう。

●例外として認められている焼却

◆地域の風俗習慣または宗教上の行事を行うために必要な焼却

◆農作業、森林管理等で行われる収穫後のつるや刈り草等の焼却

※例外焼却の場合でも、周辺で生活する人の立場に立ち、周辺環境への配慮を十分行ってください。

●問

生活環境課

Tel. 23・8122

ペット ねこは屋内で飼いましょう

ねこに関するトラブルの多くは、屋外で自由に行動させることが原因です。適切でない飼養を行うと、地域の多くの人に迷惑をかけることがあります。環境省では、ねこの屋内飼養を指導しています。

飼い主は、ただかわいがるだけでなく、ねこの本能や習性をよく理解し、周りの人に迷惑をかけないようにマナーを守りましょう。

そして家族の一員として終生飼養するという責任感と、命を預かるという自覚を持ちましょう。

●問・生活環境課

Tel. 23・8122



税

公平な納税のために 自動車税は納期限内に

自動車税は、4月1日現在、宮崎運輸支局に登録されている自動車の所有者または使用者に課税されます。

●自動車税の支払い

金融機関または県税・総務事務所のほか、各コンビニエンスストア、インターネット利用によるクレジットカードでも納めることができます。(詳しくは納税通知書をご覧ください)

●自動車税の支払い

自動車をお持ちの方は、5月31日までに、納付をお願いします。

5月中旬までに納税通知書が届かないときは、お近くの県税・総務事務所まで連絡ください。

なお、障がい者の方のために使用する自動車は、一定の要件に該当する場合は、5月31日までに申請すれば、自動車税の一定額が減免されます。みなさまのご協力をお願いします。

●問

県税・総務事務所 納税管理課 Tel. 23・3194

Tel. 23・0115

環境 浄化槽について

浄化槽とは

浄化槽には、し尿と炊事、洗たく、入浴などによる生活雑排水を同時に処理する能力を持つ「合併処理浄化槽」と、し尿のみを処理する「単独処理浄化槽」があります。単独処理浄化槽の新規設置は違法です。既に設置している方は、合併処理浄化槽への転換に努めるよう法で定められています。

(浄化槽法第3条の2第1項)

単独処理浄化槽および汲排水利用のご家庭は、生活雑排水を未処理のまま垂れ流している状態なので、合併処理浄化槽への転換に努めましょう。

補助金制度

河川の水質汚濁防止を図り、快適に住みよい生活環境をつくるため、下水道等が整備されない地域に浄化槽を設置する場合、予算の範囲内で補助金を交付します。

3つの管理義務

浄化槽は、細菌、原生動物などの働きで汚水をきれいに

環境 空き地は責任を持って管理(草刈等)を

空き地は、暑い日が続くこと雑草が繁茂し、「景観悪化」「害虫発生」「交通の妨げ」「ごみ等の捨て場になる」などの問題を招き、周辺に迷惑をかける。定期的に草を刈るなど、適切に管理しましょう。

●問

生活環境課 環境保全グループ

Tel. 23・8122

注意 下水道の訪問業者にご注意ください

下水道配管の洗浄を勧める訪問業者が各家庭を回っているようです。下水道の配管は通常使用するだけでは詰まることはなく、市がそのような業者に洗浄を依頼することは決してありません。

不審な点やしつこい勧誘等がありましたら、下水道グループへご相談ください。

●問

水道課 下水道グループ

Tel. 23・0312

Tel. 23・0312

7月24日に完全移行! 地デジの準備はお済みですか? 地デジに関するお問い合わせは 総務省テレビ受信者支援センター デジサボ宮崎 Tel. 0985-68-2211

九州電力より 東日本大震災で被災されたお客さまに対する電気料金等の特別措置 九州電力より 東日本大震災に被災され、九州電力供給区域内に転居された方から申出があった場合に特別措置を講じます。特別措置の内容 電気料金の早取期間経過後の早取料金の適用及び支払期限の延伸需給契約を新たに締結される場合 3月、4月および5月料金計算分の電気料金は、早取期間経過後も早取料金を適用 電気料金の支払期限を3月料金計算分は3か月間、4月料金計算分は2か月間、5月料金計算分は1か月間それぞれ延長 1年未満の契約廃止等の場合の料金・工事費の精算の免除 新増設後1年未満で需給契約を廃止または減少する場合は、料金及び工事費の精算を免除 ※特別措置を受けるには手続きが必要です。詳しくは問い合わせください。

九州電力都城営業所 ●問・九州電力都城営業所 Tel. 0120・986・705